

○国家公安委員会告示第十号

運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）第四条第二項第二号ニ及び第七号第二項第四号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を次のように定める。

令和四年二月十日

国家公安委員会委員長 二之湯 智

国家公安委員会が指定する講習は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

区 分	国家公安委員会が指定する講習
道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十七条の二第一項第三号イに規定する運転技能検査又は同法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習	自動車安全運転センター（以下「センター」という。）が実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修
道路交通法第百八条の二第一項第三号又は	センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講

附 則

- 1 この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）の施行の日（令和四年五月十三日）から施行する。
- 2 平成十年国家公安委員会告示第三号（運転免許に係る講習に関する規則第四条第二項第四号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を定める件）は、廃止する。